

亀岡市

給水装置工事施行基準

亀岡市上下水道部

お客様サービス課

目 次

1. 目的	1
2. 給水装置の定義	1
3. 給水装置工事の種別	1
4. 基本調査	1
5. 給水方式の種類	1
6. 給水装置の構造	2
7. 給水管及び給水用具の選定	3
8. 給水管の分岐	3
9. 水圧試験	4
10. 給水管の口径等	4
11. 掘削及び埋戻し	4
12. 布設及び防護工	5
13. 水道メーターの設置場所	6
14. 水道メーター取付時の注意事項	7
15. 撤去工事	7
16. 路面復旧	7
17. 事故防止対策	8
18. 竣工検査	8
19. 占用及び掘削手続き	10
20. 写真管理	10
21. 水道直結式スプリンクラー	11
22. 禁止事項	12
23. その他	12
給水管布設標準図	13
量水器設置詳細図	15
舗装構成詳細図(亀岡市道)	18

1 目的

この施行基準は、給水装置の設置及び管理を適正、かつ合理的にするために水道法、
亀岡市水道事業給水条例並びに同施行規程等に基づき、給水装置工事の設計と施行につ
いて定めたものである。

2 給水装置の定義

この法律において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の設置
した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

3 給水装置工事の種別

給水装置工事の種別は、次に定める区分によるものとする。

- (1) 新設 新規に給水装置を設ける工事
- (2) 改造 既設の給水装置の口径変更、管種変更、給水栓増設、配水管分岐箇所変更、
給水栓位置変更、水道メーター位置変更、公道下給水管の撤去を伴わない廃止
- (3) 修繕 給水装置の破損修繕、老朽化に伴う給水管等の取替え
- (4) 撤去 公道下給水管を撤去する工事

4 基本調査

亀岡市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）は、給水装置工事の
依頼を受けた場合は、現地及び図面等で調査を行い、次の各号について確認すること。

- (1) 付近の配水管及び給水管の布設状況
- (2) 撤去、改造、修繕の場合は既設の給水台帳
- (3) 給水装置が設置される土地（道路等も含む）、建物所有者
- (4) 工事申込者（以下「申込者」という。）が必要とする水量、水圧
- (5) 設置場所に適応した器具、材料及び適切な配管位置
- (6) 止水栓及び水道メーターの位置

5 給水方式の種類

- (1) 給水方式には、直結式と貯水槽式がある。

ア 直結直圧式給水

- (ア) 配水管の水量、水圧等の供給能力の範囲で給水する方式をいう。
- (イ) 配水管の管径、水圧が使用水量に対して十分な場合は、これによる。
- (ウ) 直結直圧式の給水については、「直結式給水施行要領」によるものとする。

イ 貯水槽式給水

- (ア) 給水管からいったん貯水槽に受け、その貯水槽から給水する方式をいう。

- (イ) 次の区分により設置しなければならない。
 - a 高層階の建築物。ただし、管理者が認めたときは、この限りでない。
 - b 配水管の水圧が所要水頭に比べて不足する場合
 - c 一時に多量の水を必要とする場合
 - d 保安衛生上、常時一定の水量を必要とする場合
 - e 工事その他による断水、減水時にもある程度の水を必要とする場合
- (ウ) 非常用として、貯水槽への流入側に給水栓を1栓設けること。
- (2) 貯水槽への給水装置の口径等については、最寄りの配水管動水圧を勘案して定めなければならない。
- (3) 貯水槽に給水する場合は、水槽への給水は落とし込みとし、吐水口と水槽越流面との位置関係は、水槽内の水が給水管内に逆流しないものとする。なお、貯水槽の容量については、計画1日使用水量の4～6割を標準に算出し水道事業者と協議すること。
- (4) 給水方式は、給水の高さ、計画使用水量、使用用途及び維持管理を考慮し決定しなければならない。
- (5) 貯水槽の設置については、6面点検により維持管理ができる箇所とする。なお、清掃点検等のため2槽式が望ましい。

6 給水装置の構造

給水装置の構造及び材質は、次の各号による要件を備えていなければならない。

- (1) 給水装置は、水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれのないよう設計及び施行しなければならない。
- (2) 給水装置には、凍結、破壊、浸食、電食及び土質による腐食等を防止するため適切な措置を講じなければならない。
- (3) 給水装置は、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプを直結してはならない。
- (4) 給水装置は、河水その他の雑用水管と直結してはならない。
- (5) 給水装置には、給水管へ汚水又は供給する水以外の水の逆流を防止するため、適切な措置を講じなければならない。
- (6) 需要者が必要とする水量を十分に供給でき、かつ、口径は著しく過大でないこと。
- (7) 将来とも維持管理が容易であること。
- (8) 使用水量を正確に計量するため、水道メーターを取り付けること。

7 給水管及び給水用具の選定

公道において、配水管から分岐して当該宅地の給水管の引き込みをする際の配管材料については、水質の安全確保と、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるような給水管及び給水用具を選定する。併せて、給水装置の構造及び材質が、水道法施行令第6条第1項、並びに第2項に基づく「給水装置の構造及び材質の基準」に適合していること。

8 給水管の分岐

給水管は、原則として口径が300mm以下の配水管から分岐するものとし、分岐の方法については原則次の各号により行うものとする。

- (1) 給水管は、分岐される配水管等と直角になるよう布設するものとする。
- (2) 給水管は、導水管、送水管、配水本管（φ350mm以上）、異形管及び、交差点内等の仕切弁の間から分岐してはならない。
- (3) サドル分水栓の穿孔は他の穿孔箇所からの離隔を30cm以上とすること。また、被分岐管の継手部から50cm以上離れたところに設置すること。
- (4) 他の地下埋設物と近接して給水装置を布設する場合には、少なくとも外々30cm以上の間隔を保つように施工すること。
- (5) サドル分水栓の穿孔は、よく研磨されたドリル刃を装着した穿孔機により行うこと。
- (6) サドル取付けの際は、ボルトの締め付けが片締めにならないように、トルクレンチ等の適切な工具を使用し、下記の締め付けトルクにより各ボルトを均等に締め付けること。（締め付け時の写真を提出すること。）

《サドル分水栓の標準締め付けトルク》

ボルト呼び径	铸铁管	ビニール管
M16	60N・m	40N・m
M20	75N・m	—

※铸铁管の口径が200mm以上になるとM20ボルトになる

- (7) 口径75mm以上の給水管を引き込む場合は、割丁字管を用いて分岐しなければならない。割丁字管の穿孔箇所は、他の穿孔箇所からの離隔を1m以上とし、事前に穿孔を行う既設管の管種、外径、真円度、使用水圧等の確認をすること。
- (8) 分岐する配水管が铸铁管の場合、密着コアを挿入すること。また密着コアについては、製造業者により構造や施工方法が異なるので、事前に理解、修得しておくこと。
- (9) 宅地割又は給水管の位置変更等により、給水管が不要となる場合は、当該給水管の撤去工事を行わなければならない。
- (10) 分岐される配水管がHPPE（φ50mm～φ100mm）の場合は、EFサドル付分水栓（フィルム巻）を使用すること。

9 水圧試験

給水装置工事に係る水圧試験は、次の各号により行うものとし、状況写真を撮影し提出すること。

記録紙は、別途水圧検査結果報告用紙に添付し必要事項を記載し提出すること。

(1) 公道下工事

ア サドル分水栓設置状況の検査

配水管にサドル分水栓を取り付け、ボールコックを開けた状態で、工事場所の動水圧+0.55MPaの水圧で加圧し、取り付け部に水漏れのないことを5分以上確認すること。この後、穿孔作業を行うこと。

イ サドル分水栓からメーター止水栓までの装置の検査

メーター止水栓までの配管布設後、サドル分水栓のコックを閉めた状態で0.75MPaの水圧で加圧し、15分確認し記録紙を提出すること。

ウ 割T字管を用いた分岐による検査

既設管に割T字管を取付け、工事場所の動水圧+0.55MPaの水圧で加圧し、取付部に水漏れのないことを5分以上確認したのち、穿孔作業を行うこと。

(2) 宅内工事

メーター部から下流側の装置の検査

管内の空気を除去し、0.75MPaの水圧で加圧し、15分確認し記録紙を提出すること。

10 給水管の口径等

給水管の口径は、その用途の計画水量等を考慮して定めるものとする。

- (1) 給水管の口径は、分岐元の配水管の口径より2段階以上小さいものとする
- (2) 給水装置を新設する場合の口径は、原則20mm以上とする。
- (3) 既存の口径13mmの給水装置において、建物の増改築等により給水装置を改造する場合は、原則20mm以上に増径するものとする。
- (4) 水道メーターは、給水管と同口径を標準とする。

11 掘削及び埋戻し

掘削及び埋戻しの方法については、次の各号により行うものとする。

- (1) 掘削にあつては、事前に地下埋設物の位置等について調査し、必要に応じて試掘を行うこと。
- (2) 試掘は、地下埋設物の安全確保のため、手掘りで行い必要に応じて占有者の立会を求めること。
- (3) 掘削は、溝掘り又はつぼ掘りとし、えぐり掘り等はしてはならない。
- (4) 掘削は、当日中に埋戻し、仮復旧できる程度を目途とすること。

- (5) バケット容量 0.1 m³の小型バックホウによる機械掘削を標準とする。(周辺の状況に応じ、上記の方法が難しい場合は、別の方法での施工を検討すること。)
- (6) 設計図書に示された給水管の埋設深さに給水管が埋設できるように掘削しなければならない。
- (7) 配水管からの分岐箇所付近を掘削する場合は、人力施工とすること。
- (8) 原則として埋戻しは、全土入替とすること。(山砂以外については、再生材を使用すること)
- (9) 砕石等の転圧については、30 cm毎にランマ等で十分に締固めること。
- (10) 掘削深さが 1.5m を超える場合、又は、軟弱地盤、湧水地帯等については、適切な土留工を施し、掘削における事故防止に努めること。
- (11) 道路管理者から特に条件が付された場合は、上記に関係なく指示どおり施工すること。

12 布設及び防護工

給水管の布設及び防護工は、次の各号により行うものとし、工事完了後写真を添えて報告すること。

- (1) 給水管の工事は、給水標準図及び量水器設置詳細図によること。
- (2) 公道に布設するときは、占用位置を誤らないこと。
- (3) 埋設深度は、公道では他の掘削による破損を防止するため、配水管の埋設位置程度の深さとし、管頂 10 cm まで砂等で管巻を施し保護すること。ただし、道路管理者が別に指定する場合はその基準によるものとする。
- (4) 給水管が開渠を横断する場合は、原則として開渠の下に布設すること。やむを得ない事情により開渠の上に布設する場合は、水路等の管理者と協議しその指示によること。
- (5) 管は、水平又は一様の勾配をもって布設するものとする。
- (6) 異形管は、切管加工して布設してはならない。
- (7) 管を露出して布設する場合、支持金具により適当な間隔 (2m 間隔を標準とする。) で建築物等に固定すること。
- (8) 管は、将来の維持管理を考慮し、建築物等の下に布設することは避けなければならない。
- (9) 軌道下を横断するときは、コンクリート管の中に入れる等、またガソリンスタンド等溶剤を使う箇所並びに交通量の多い車道 (国道等) では鞘管など防護の措置を講じなければならない。
- (10) 給水管の露出部分が凍結又は外傷のおそれのあるときは、その部分を保温筒等の、適当な材料で保護しなければならない。

- (11) 埋設表示ピンは、分岐箇所より道路面に対して直角線上で、道路と宅地との境界付近の確認しやすい位置に打ち込むものとする。道路側溝等、後日ピンが抜けることのない堅固な構造物に、片手ハンマーとピンアダプターを使用して打ち込むこと。(状況によってはドリルを使用して打ち込むこと。)
- (12) 公道下に管を布設した場合は、地盤と管頂の 1/2 (管頂 H=1,200 の場合は H=600) の位置に下記のような明示シートを全延長布設すること。



- ・ 明示材料 塩化ビニールテープ (2倍折込構造)
- ・ 色 地色 (青) 文字 (白)

- (13) サドル分水栓への接続及び、メーターバルブへの接続には、フレキシブル継手 (被覆可とう管) を使用するものとし、偏芯量については下記の表における最小曲げ半径を考慮して無理に曲げすぎないように施工すること。

口径(呼び径)	13A	20A	25A	40A	50A
最小曲げ半径	190mm	210mm	240mm	300mm	340mm

13 水道メーターの設置場所

水道メーターの設置については、次の各号に留意すること。

- (1) 設置位置は原則として、公道に近接する敷地内 (建物、門、塀、石垣生垣、シャッター、その他構造物の外側) で、公道との境界から 1m以内で、かつ、メーターの検針及び取替作業が容易であり、メーターの損傷、凍結や車両の下敷きの恐れがない位置に設置すること。また、公道から高低差 1 m以内とすること。
- (2) 設置に当たり、流入方向を確認した上で、水平に取付けること。
- (3) メーターは丁寧に扱い常に上部を上にして置くこと。
- (4) メーターの機種によっては、メーター前後に所定の直管部を確保するなど計量に支障を生じないようにすること。
- (5) メーターバルブの取付後、伸縮部に設置されている白色のプラスチックは伸縮部が正常な位置にある確認のため、取付けた状態にしておく。(施工業者、完成年月日及び施工内容等が、後日確認できるように、プレート等を取付けるように努める。)
- (6) メーターの設置場所にその検針及び機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。
- (7) メーターボックスは、泥砂汚水等の浸入しない場所で周囲の地盤より開閉部が低位にならないよう設置すること。

14 水道メーター取付時の注意事項

水道メーターの取付時には、次の各号に留意すること。

- (1) 給水管中の雑物を完全除去すること。これは、削りかす、接着剤、ゴミ等がストレーナ孔をふさいで水の通過を妨げたり、それらが羽根車や歯車の回転を妨げて不回転や遅転の原因となるので、メーター取付け前には必ず管内に異物が残らないよう放水し、かつ、気泡の排除を行うこと。
- (2) メーターの表面には流入方向が矢印で標示されているので、よく確認して逆付けにならないようにすること。
- (3) パッキンをメーター内に食い込ませたり、位置ずれさせたりすると、漏水の原因となるので正常な位置を保つようにすること。
- (4) メーターは乱暴に扱うと故障したり、取付ネジがつぶれて取付不能になるので丁寧に扱うこと。
- (5) 取付後は必ず通水してメーターが正常な方向に回転しているか、漏水していないかを確認すること。
- (6) 50 mm以上のメーターの設置については、設置位置等を管理者と協議して取り付けるものとする。
- (7) メーター及びメーターボックスを移設する場合の工事代金は、工事申込者の負担とする。

15 撤去工事

給水装置の撤去工事の場合は、サドル分水栓を使用して分岐したものについては、サドル分水栓を止水した後、キャップし、防食処理を施すものとし、丁字管等を使用して分岐したものについては、管理者の指示した方法により、撤去するものとする。

なお、工事完了後撤去工事に伴う写真を添えて報告すること。

16 路面復旧

路面復旧は、道路管理者の指示に従い、速やかに行わなければならない。

- (1) 舗装道路を掘削する場合は、カッター等で舗装を切り取らなければならない。
- (2) 路面の復旧は、原形復旧とすること。この場合、舗装道路においては即日仮復旧を行い、後日本復旧をすること。ただし、即日本復旧を指示された時はその指示に従うこと。
- (3) 仮復旧以後本復旧までの間に（自然転圧により）掘削路面箇所が沈下した場合は直ちに補修し、通行に支障を来たさないよう注意しなければならない。
- (4) 区画線及び道路標示のある箇所を取り壊した場合は、溶融式にて復旧すること。
- (5) 本復旧工事完了後、速やかに工事写真を添えて報告すること。
- (6) 舗装材については、加熱再生アスファルト合材の使用を基本とする。

- (7) 舗装本復旧時の影響範囲は、掘削高×0.3以上を標準とする。ただし、道路管理者から別に指示があった場合は、その指示に従うこと。
- (8) 舗装構成については、道路管理者と協議の上、その指示に従うこと。

17 事故防止対策

- (1) 工事を進めるに当たっては、事前に地元住民に対し工事の予告や、通行の制限等を文書等で周知し、安全第一に作業を行うこと。また、車両等に支障のないよう十分に注意し、現場内は整理整頓を心がけ、作業員には安全教育を施し事故のないように施工すること。
- (2) 道路又は私有地を使用する場合は、道路管理者又は土地所有者等に対し、その使用に関する手続きをし、その許可を受けること。
- (3) 工事については、各種ダンプトラック、重機械を使用するので始業、終業点検を確実にいき、移動の際には事故のないよう十分注意すること。
- (4) 一般道路を工事用車両が使用する際には、積載物等の落下等による路面損傷又は汚損することのないよう、特に第三者に損害を与えないように注意すること。

18 竣工検査

亀岡市給水条例施行規程第 11 条の規定により実施する竣工検査は、次に掲げる事項について行う。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

(1) 検査実施日

給水装置工事主任技術者において事前に自主検査を行い、その申請書を提出すると共に、検査の予定日を予約すること。なお、検査日は水道事業営業日とする。

(2) 検査項目

- ① 量水器オフセット
 - ・図面と現地の寸法が合致しているか
- ② 水道メーター、メーター止水栓の位置
 - ・メーターが宅地内 1m以内に設置されているか
 - ・検針には問題ない場所であるか
 - ・修繕等の管理がしやすい場所か
 - ・泥や雨水等が入り込む場所についていないか
- ③ 水道メーターボックス
 - ・メーターボックスは、適正な大きさ、強度のものが使われているか
 - ・メーターボックスに不良はないか
 - ・メーターボックス内は異常ないか
 - ・メーターボックス内の砂詰が適度に行われているか

- ・メーターボックス内に施工内容確認のプレートが取り付けられているか
 - ・メーターボックスの据付は問題ないか
 - ・メーターボックス内の配管はまっすぐに布設されているか
- ④ 水道メーター
- ・メーターは、逆付け、偏りがなく、水平に取り付けられているか
 - ・メーターの取替が容易であるか
- ⑤ 止水栓（仕切弁）
- ・メーター止水栓の取り付けは逆付け、傾きがないか
 - ・メーター止水栓の伸縮部が適切に処理されているか
 - ・メーター止水栓の止水は問題ないか
 - ・止水栓（仕切弁）はボックス中央に水平に設置されているか(φ50以上のみ)
- ⑥ 舗装復旧
- ・舗装の仕上がり状況に問題はないか
 - ・計画通りの舗装が行われているか
 - ・給水ピンが正しく設置してあるか
- ⑦ 屋内配管
- ・延長、給水用具の位置が竣工図面と整合するか
 - ・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないか
 - ・配管の口径、経路、構造は適切であるか
 - ・水の汚染、破壊、浸食、凍結を防止するため適切な処置がなされているか
 - ・井戸水等の配管と分離ができているか
- ⑧ 屋内接合
- ・適切な接合が行われているか
- ⑨ 屋内管種
- ・性能基準適合品が用いられているか
- ⑩ 機能検査
- ・給水用具から放流し、メーターは適正に稼動しているか、吐水量は問題ないか
- ⑪ 耐圧試験
- ・一定の水圧による耐圧試験で、漏水、その他配管の異常がないか
- ⑫ 水質確認（受水槽のみ）
- ・残留塩素の確認を行う
- (3) 検査に合格しなかったときは、後日再検査を行うので検査担当と調整すること。

19 占用及び掘削手続き

給水装置工事に伴う占用、掘削及び許可、地下埋設物協議等の手続きは次の各号により行うものとする。

- (1) (国道・府道及び市道) 道路占用申請は、申込者又は指定工事業者が書類を作成し、亀岡市に提出するものとする。事前協議が必要な道路については、事前協議に必要な書類を作成すること。

また、国道9号の占用申請は、電子申請となるため、申込者又は指定工事業者は電子データで書類(申請データ)を作成し提出すること。

- (2) 道路使用許可書は、前号の許可を受けたものを添付し、申込者又は指定工事業者が亀岡警察署に申請すること。
- (3) 河川敷、民有道路、他人の所有地等の掘削及び占用を行う場合は、申込者がそれらの管理者、所有者と協議し、許可や承諾を得た後、書面を提出すること。
- (4) 道路掘削工事をする場合に、下水道・ガス・電力・電話・農水等の他の地下埋設物が埋設されている場合は、申込者が各管理者に対して埋設物の調査・協議を行い、その状況を報告すること。

20 写真管理

- (1) 写真管理に必要な使用機材としては、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できる機材とし、デジタルカメラについては有効画素数80万画素以上、プリンターについてはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等については通常の使用条件の下で3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。
- (2) 写真の提出方法は、写真(画像を印刷したものを含む)に説明等を併記したものを工事写真帳としてA4版で作成し、提出するものとする。

なお、電子媒体(CD等)による提出については認めない。

《 撮 影 箇 所 一 覧 表 》

区 分	工 種	写 真 管 理 項 目		
		撮影項目	撮影頻度〔頻度〕	提出頻度
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回〔着手前〕	適宜 1枚
	完 成	全景又は代表部分写真	完成後1回〔完成後〕	
施工状況写真	水圧テスト	サドル設置(水圧テスト)の写真	トルク締付・水圧テスト1回〔施工中〕	
	サドル分水栓の穿孔	切粉除去状況の写真	除去後の切粉1回	

	配管状況	配管布設の状況写真	配管布設・水圧テスト 1回〔施工中〕	適宜 1枚
	土工状況	掘削状況の写真	舗装版取壊・掘削 1回〔施工中〕	
		管の砂巻き状況の写真	砂巻き後1回〔施工中〕	
		埋戻し状況の写真 埋設表示シートの状況 写真	各種毎に1回〔施工中〕 シート布設後1回 〔施工中〕	
	舗装工状況	路盤工の状況の写真	各種路盤毎に1回 〔施工中〕	
舗装工の状況の写真		合材の種別毎に1回 〔施工中〕		
安全管理	安全管理	各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕	適宜 1枚
		交通整理員による交通 整理状況	各1回〔作業中〕	

21 水道直結式スプリンクラー

水道直結式スプリンクラー設置の際には次の各号に留意すること。

- (1) スプリンクラーヘッド及びスプリンクラー設備に用いる配管及び継手の構造及び材質基準については、消防法令適合品かつ水道法令に定める構造及び材質基準に適合するものであること。
- (2) スプリンクラーを設置する場合においては、その末端にスプリンクラー設備としての放水確認を行うための給水栓等を設置すること。また、設置位置及び構造については、亀岡市上下水道部及び消防署と十分協議のうえ決定し飲み水として使用されないよう適切な措置を行うこと。
- (3) 水道水の逆流事故防止等のため、スプリンクラー設備配管の分岐部に逆止弁付きバルブを設置すること。
- (4) スプリンクラー設備は湿式のスプリンクラーを使用し、配管は、水及び空気が停滞しないよう、常時使用され、かつ水質における安全性の観点より、トイレ等に接続すること。
- (5) 一時的な断水や水圧低下等でスプリンクラー設備の維持管理上不都合が生じた場合については、設置者の責任において処理すること。
- (6) (1)～(5)に定めのない事項については、水道法及び亀岡市水道事業給水条例その他関係法令及び関係通知の定めるところに従わなければならない。

22 禁止事項

次の各号のいずれかに該当する設計及び施工をしてはならない。

- (1) 井戸水、河川水その他供給管との直結
- (2) 引き込み給水管相互の連結
- (3) 給水装置に汚水等が逆流するおそれのある装置及び機械器具との直結

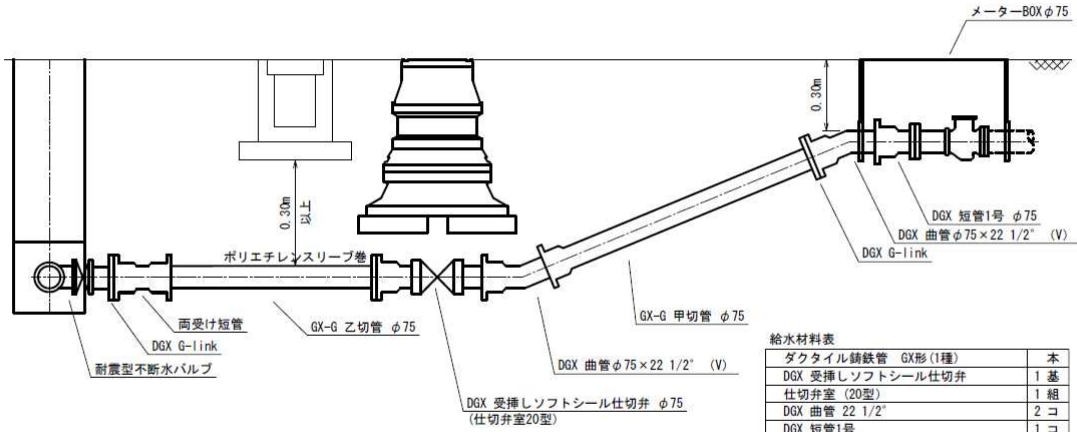
23 その他

この施行基準に定めのない事項については、管理者と協議すること。

引き込み口径φ75mm

DCIP(本管)

※量水器2次側において逆止弁及び流量調整器を設置



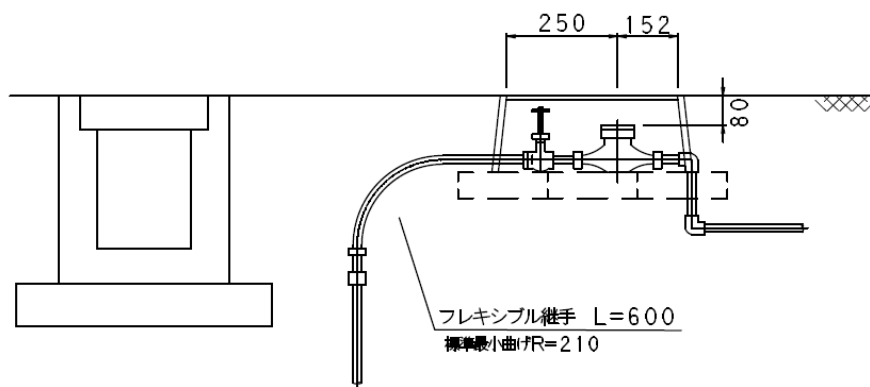
給水材料表

ダクタイル鑄鉄管 GX形(1種)	本
DGX 受挿しソフトシール仕切弁	1 基
仕切弁室 (20型)	1 組
DGX 曲管 22 1/2'	2 コ
DGX 短管1号	1 コ
両受け短管	1 コ
耐震型不逆水バルブ	1 コ
P-link	コ
G-link	コ

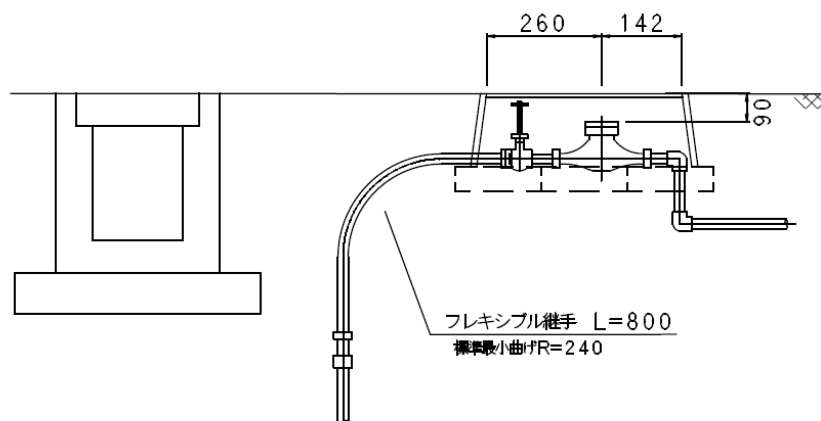
※必要に応じてP-link、G-link計上

量水器設置詳細図

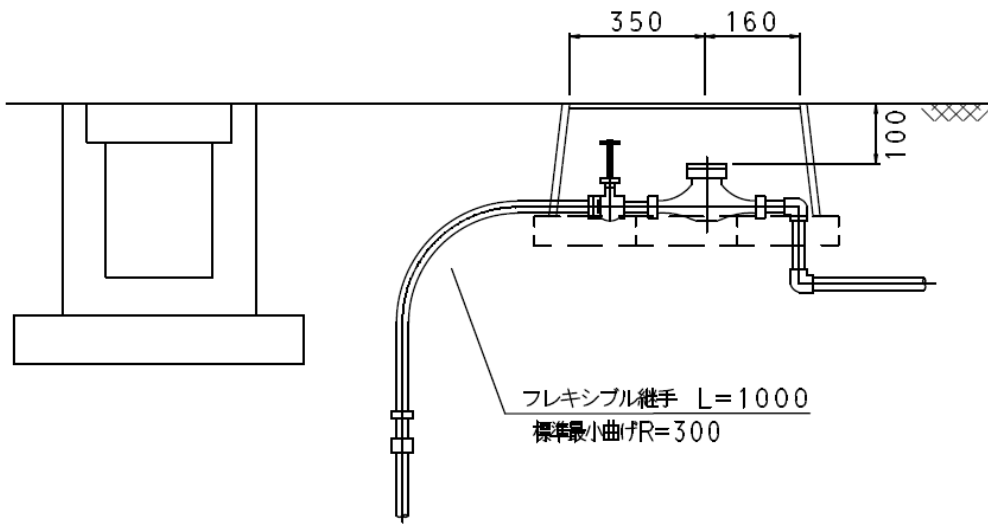
量水器口径φ20mm



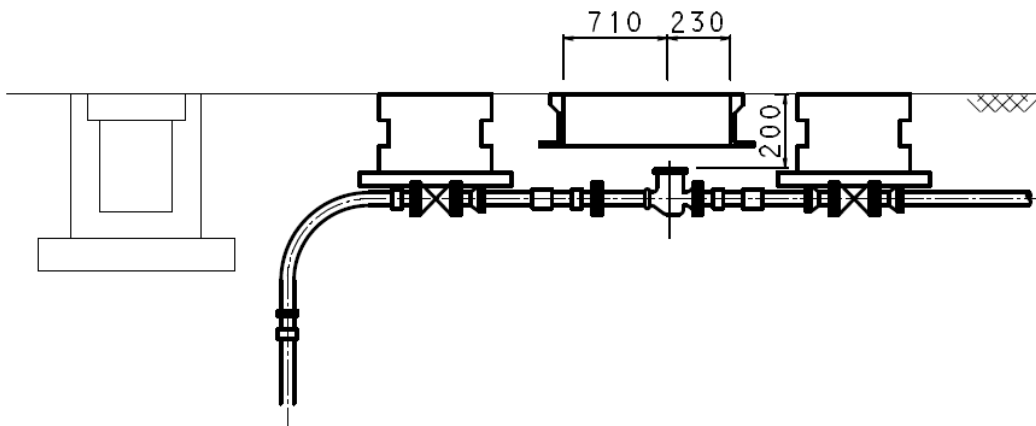
量水器口径φ25mm



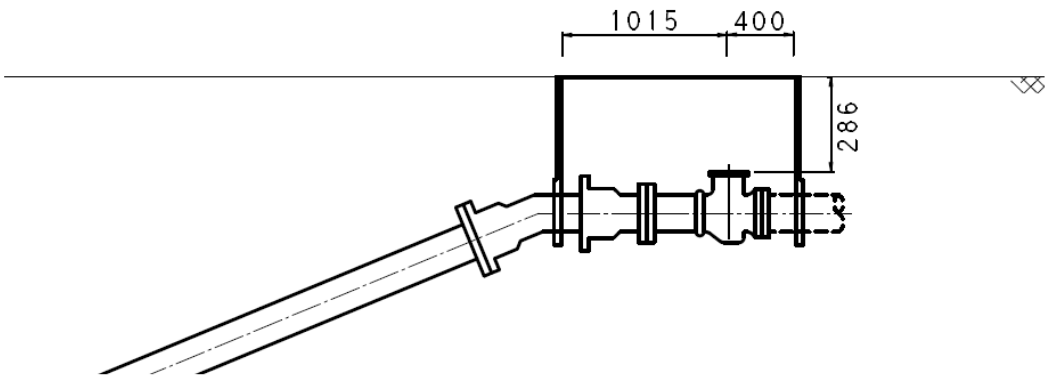
量水器口径φ40mm



量水器口径φ50mm



引き込み口径 $\phi 75\text{mm}$



舗装構成詳細図(亀岡市道)

舗装構成詳細図 S=1:20

《 亀 岡 市 道 》

本復旧 舗装構成

交通種別	A 交 通	B 交 通	C 交 通	旧 府 道	歩 道
舗装構成	t=50				
	t=50				
	t=30				

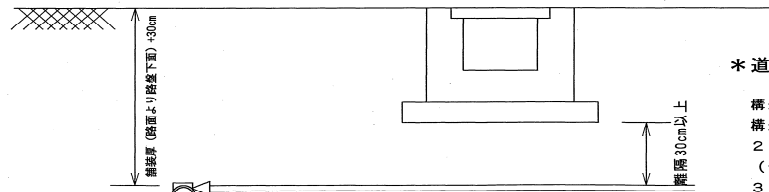
仮復旧 舗装構成

交通種別	全 交 通
舗装構成	
	t=30

*埋戻しについて、管頂20cmの山砂で管巻きを施す。

*亀岡市における管路の浅埋設基準

機械掘削による掘削断面		
管 径	掘 削 幅	
50mm 以下	500	
75mm	600	
以下 参 考 資 料		
100mm	650	
125mm	700	
150mm	700	
200mm	750	
250mm	800	



*交通種別による最低土被り

A 交通	路面から85cm
B 交通	路面から90cm
C 交通	路面から90cm
旧府道	路面から60cm

*道路側溝等からの分離基準

構造物基礎の下面から30cmを確保する。
 構造物断面が不明な場合は水路底から25cmを分離基準に加算する。
 (例) 道路面から水路面まで30cmの場合
 $30\text{cm} + 30\text{cm} + 25\text{cm} = 85\text{cm}$
 水路内高 + 基準高 + 加算数値
 (*側溝の上面から管頂まで85cm必要)

給水装置工事施工基準

令和3年6月改正

編 集 亀岡市上下水道部 お客様サービス課

発 行 亀岡市上下水道部 お客様サービス課

問い合わせ 〒621-0811

京都府亀岡市北古世町1丁目2番5号

亀岡市上下水道部

お客様サービス課 給排水係

電話 0771-23-9311(代表)

0771-25-6706(直通)